

## 保育士の子育て支援の葛藤に関する先行研究の到達点とその課題 —子育て支援の課題および困難を手がかりに—

Achievements and Challenges Presented in Previous Studies of “Conflicts in Child-rearing Support” Affecting Nursery School Teachers: Focusing on Issues and Difficulties in Child-rearing Support

亀崎 美沙子<sup>1)</sup>  
KAMEZAKI Misako

### 要 旨

本研究の目的は、保育士の子育て支援の葛藤に関する先行研究の到達点と課題を明らかにすることである。まず、子育て支援における保育士の役割の変遷を概観した上で、子育て支援における保育士の課題や困難に関する研究も含めて先行研究の検討を行った。子育て支援および葛藤に類する関連用語を検索条件として、先行研究を抽出した結果、21文献が分析対象となった。これらに記載される子育て支援の課題・困難を抽出した上で、それらを類型化し、文献マップの作成を行った。

分析の結果、第1に、子育て支援の課題や困難に関する研究は、2008年の保育所保育指針の告示化以降に登場していた。その内容は、子育て支援業務の負担を示すものから、実践上の課題の解決をめざすものへと変遷していた。この流れの中で、子育て支援の葛藤に関する研究は、後者の課題解決に向けた研究のひとつとして位置づけられた。第2に、子育て支援の葛藤に関する先行研究は、少数の事例研究による仮説生成の段階にあり、その検証には至っていなかった。これらの結果を踏まえて、子育て支援の葛藤に関する検討課題として、①量的調査による実態把握、②解決の手立てとしての専門職倫理の明確化、③倫理教育の検討、④解決モデルの提示が必要であることを考察した。

本研究では、子育て支援の課題や困難、子育て支援の葛藤に関連するキーワードを用いて先行研究を抽出した。しかしながら、これらの検索条件には該当しなかった研究も存在することが考えられる。また、本研究では保育士による実践報告を分析対象としなかったが、これらにおいても、子育て支援の葛藤に該当する事例が存在する可能性もある。これらの点が本研究の限界であり、残された課題である。

<sup>1)</sup>十文字学園女子大学人間生活学部 人間福祉学科

Department of Human Welfare, Faculty of Human Life, Jumonji University  
キーワード：子育て支援の葛藤、先行研究、保育士、課題、困難

## I. 問題と目的

本研究の目的は、保育士の子育て支援の葛藤に関する先行研究の到達点と課題を明らかにすることである。

保育士の職務は児童福祉法第18条の4において、「児童の保育」および「保護者に対する保育に関する指導（以下、子育て支援）<sup>注1)</sup>」の2つが規定されている。このような職務の二重性により、保育士は子育て支援において、“子どものために”“保護者のために”という2つの思いの間で板挟みとなり、両者に対する対応の優先順位やその妥当性の判断に迷い、悩むことが指摘されている（木曾, 2011；亀崎, 2017a；亀崎, 2018；亀崎, 2019）。本研究ではこれを「子育て支援の葛藤」と呼ぶ。これは保育士の職務の構造上、避けることのできない問題であり、解決に向けた検討が必要である。保育専門職としての保育士の実践は、保育であれ、子育て支援であれ、その目的は「子どもの最善の利益」の実現にある（亀崎, 2018）。子どもの最善の利益は児童の権利に関する条約や児童福祉法に示され、子どもにかかわる全ての者が何よりも優先すべき理念規定である。しかし、子育て支援の葛藤はその実現の困難状況によって生じることから、子どもの最善の利益が損なわれるおそれがある。

しかしながら、この点に関する研究は、少数の事例研究による探索的検討がなされているのみであり（亀崎, 2017a；亀崎, 2017b；亀崎, 2019）、その解決の手立てが見出されていない。子育て支援の葛藤はそれ自体が概念化されておらず、その存在自体が認識されてこなかったために、これまでにほとんど議論がなされてこなかった。しかし、保育士の行う子育て支援は、1990年代後半以降、少子化を背景とする社会的要請によって急速に実践が発展してきた経緯があり、そうした中で、保育士が子育て支援において、様々な課題や困難を抱えていることが報告されている（亀崎, 2015a）。このことを踏まえると、子育て支援の葛藤に該当する議論は、子育て支援の課題や困難、悩み、バーンアウト、ストレス等、これとは異なる文脈において検討がなされてきた可能性がある。したがって、子育て支援の葛藤の解決の手がかりを得るためにには、まず、これらに関する議論も含めて、先行研究の検討を行う必要がある。

そこで本研究では、子育て支援における保育士の課題や困難を含めて、先行研究の検討を行い、子育て支援の葛藤に関する先行研究の到達点と課題を明らかにする。まず、子育て支援における保育士の役割の変遷を概観し、子育て支援における保育士の課題や困難がどのように変遷してきたのかを把握する。その上で、子育て支援の葛藤がどのように議論されてきたのかを検討する。なお、本研究では、子育て支援業務が法定化されている保育所および幼保連携型認定こども園を分析対象とし、在園児の保護者に対する子育て支援に限定した上で、検討を行うこととする。また、分析対象とする時期は、子育て支援が政策的に位置付けられ、本格的に展開された1994年のエンゼルプラン以降とする。

## II. 子育て支援における保育士の役割の変遷

### 1. 子育て支援業務の法定化以前

まず、1994年～2000年までの間に、保育士に求められた子育て支援の役割について概観しておきたい。子育て支援が国の施策として開始された背景には、1.57ショックに代表される少子化問題の顕在化があり、これを機に政策としての子育て支援が登場する。このことにより、エンゼルプランをはじめとして、それまで私的な営みであるとされてきた子育てを社会全体で支援していくという方向性が打ち出され、様々な施策が展開された（鶴, 2009）。当時の子育て支援は、少子化対策に力点が置かれていた

ことから、保育所には、仕事と子育ての両立支援のために、低年齢児保育の受け入れ拡大や保育時間の延長等が求められた。さらに、在宅子育て家庭における育児不安や育児ストレスの深刻化を受けて、地域に最も身近な児童福祉施設であり、乳児保育に関するノウハウを蓄積した保育所に、地域の在宅子育て家庭に対する子育て支援として、一時保育や地域子育て支援センター等の実施が要請された（亀崎, 2014）。1997年の児童福祉法改正においては、こうした保育所の役割が明記され、地域住民に対する保育に関する相談・助言が保育所の努力義務として規定された。

このような社会的背景から、1999年版の保育所保育指針には、子育て支援が保育所の役割として位置づけられることとなった。しかし、ここで保育士に求められた子育て支援の役割は、在園児の保護者に対する子育て支援ではなく、地域における子育て支援であった。1999年版に新設された「第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など」には、子育て支援に関する内容が新たに記載されている。しかし、その内容は「2 地域における子育て支援」であり、在宅子育て家庭を対象とした地域子育て支援に関するものであった。唯一、在園児の保護者を対象とする子育て支援として記載された事項は「1 入所児童の多様な保育ニーズへの対応 (3) 特別な配慮を必要とする子どもと保護者への対応」であった。ここには「虐待などが疑われる状況が見られる場合」への対応として、「保護者への援助に当たっては、育児負担の軽減など保護者の子育てを支援する姿勢を維持するとともに、その心理的・社会的背景の理解にも努めることが重要である（傍点は筆者による）」と記載された。

以上の通り、子育て支援業務の法定化以前には、在園児の保護者に対する子育て支援よりも、地域における子育て支援に比重が置かれていた。また、この時期に保育士に求められた在園児の保護者に対する子育て支援は、仕事と子育ての両立支援のための保育の提供と、子ども虐待等の特別な配慮を必要とする家庭に対する限定的なものであった。

## 2. 子育て支援業務の法定化以降

2001年の児童福祉法改正により、保育士は国家資格となり、その業務は児童福祉法第18条の4において、「児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うこと」と規定された。これ以後、保育士の子育て支援業務は、「児童の保護者に対する保育に関する指導」として法定化されている<sup>注2)</sup>。その後、在園児の保護者に対する子育て支援は、2008年版保育所保育指針において明示化された（亀崎, 2014）。同指針「第6章 保護者に対する支援」には、従来の地域子育て支援と区別して、在園児の保護者に対する子育て支援の内容が具体化されている。この内容は、2017年に改定された保育所保育指針「第4章 子育て支援」および幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、教育・保育要領）「第4章 子育ての支援」に引き継がれ、現在に至っている。

幼保連携型認定こども園においても、教育・保育要領が策定されるまでの間、この2008年版保育所保育指針が参考された。2014年には教育・保育要領が策定され、「第1章総則 第3幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項6」において、2008年版保育所保育指針同様の子育て支援の内容が示された。その後、2017年に改定された教育・保育要領には、「第4章 子育ての支援」と題する章が設けられ、その構成、内容ともに2017年版保育所保育指針と共通のものとなっている<sup>注3)</sup>。

現行の保育所保育指針および教育・保育要領においては、子育て支援の具体的な内容として、主に以下の内容が示されている。それらは、①子どもの成長への気づきと子育ての喜びを保護者が実感できるよう働きかけること、②保育における保護者との相互理解を図ること、③保護者同士の交流と学び合い、④教育・保育活動への参加促進、⑤特別な配慮を必要とする家庭（障害や発達上の課題、育児不安、外国籍家庭、不適切な養育等）に対する個別支援、⑥多様な保育需要への対応等である（厚生労働省、

2017; 内閣府・文部科学省・厚生労働省, 2017)。このように、保育士に求められる子育て支援は、日常の保育における連携、仕事と子育ての両立支援、子育て課題への対応等を含んでいる。

以上の通り、子育て支援業務の法定化以降には、在園児の保護者に対する子育て支援が明示され、その内容は保育所にも幼保連携型認定こども園にも共通のものとなっている。また、その内容は、すべての家庭を対象として保育と一緒に展開されるものから、特別なニーズをもつ家庭に対する個別支援までを含んでいる。つまり、保育士の子育て支援業務の法定化以前には、子育て支援は特別なニーズをもつ家庭に対する限定的なものであったのに対して、法定化以降には、より普遍的かつ包括的なものとなっていると言える。

### III. 子育て支援の課題・困難および子育て支援の葛藤に関する先行研究の検討

次に、これらの変遷を踏まえ、先行研究の検討を通して、保育士の行う子育て支援における課題・困難ならびに子育て支援の葛藤がどのように変遷してきたのかを明らかにする。

#### 1. 分析方法

##### (1) 先行研究の抽出

文献検索には、論文データベースCiNiiのタイトル検索を利用した。検索時期は2020年3月であり、この時点でデータベースに公開されている文献を分析対象とした。

検索キーワードおよび検索結果を表1に示す。まず、保育所および幼保連携型認定こども園における子育て支援に関わる文献を抽出するために、保育所および保育士、保母、保育教諭のいずれも含む用語として、「保育」または「保母」を検索キーワードとして設定した。子育て支援に関するキーワードは、子育て支援の概念が登場する以前の文献を網羅するために、保育士養成課程における科目名称や類似概念を含め、「子育て支援」「保護者支援」「保育指導」「家庭&連携」「保育相談支援」「家庭支援」「家族援助」「家族支援」「保護者対応」とした。これらと、葛藤および関連用語である「課題」「困難」「悩み」「ストレス」「バーンアウト」の組み合わせによって条件検索を行った。これらの検索条件によりヒットした297文献のうち、以下の6つの条

表1 検索キーワードおよび件数

		検索ワード	ヒット	該当
保育/保母	子育て支援	葛藤	1	1
		課題	198	2
		困難	6	0
		悩み	0	0
		バーンアウト	0	0
		ストレス	7	0
保育/保母	保護者支援	葛藤	0	0
		課題	17	6
		困難	6	5
		悩み	0	0
		バーンアウト	2	2
		ストレス	0	0
保育/保母	保育指導	葛藤	0	0
		課題	17	0
		困難	1	0
		悩み	0	0
		バーンアウト	1	0
		ストレス	0	0
保育/保母	家庭&連携	葛藤	0	0
		課題	6	0
		困難	0	0
		悩み	1	0
		バーンアウト	0	0
		ストレス	0	0
保育/保母	保育相談支援	葛藤	2	2
		課題	6	1
		困難	3	1
		悩み	0	0
		バーンアウト	0	0
		ストレス	0	0
保育/保母	家庭支援	葛藤	0	0
		課題	11	1
		困難	1	0
		悩み	0	0
		バーンアウト	0	0
		ストレス	0	0
保育/保母	家族援助	葛藤	0	0
		課題	1	0
		困難	0	0
		悩み	0	0
		バーンアウト	0	0
		ストレス	0	0
保育/保母	家族支援	葛藤	0	0
		課題	6	0
		困難	0	0
		悩み	0	0
		バーンアウト	0	0
		ストレス	0	0
保育/保母	保護者対応	葛藤	0	0
		課題	3	1
		困難	1	1
		悩み	0	0
		バーンアウト	0	0
		ストレス	0	0

表2 分析対象文献一覧

No	著者	タイトル	収録誌	巻号	発行年	頁
1	添木佑香・森田美佐	子育て支援における保育士側の現状と課題－保育士の家庭生活に注目して－	高知大学教育学部研究報告	68	2008	189-197
2	寺田恭子	保育所における「生活リズム」形成に関する研究－H保育園における生活リズムカード導入の成果と子育て支援の視点からの課題検討－	プール学院大学研究紀要	49	2009	223-238
3	山崎玲奈・青木紀久代・黒川祐貴子	困難な保護者対応と保育者の援助志向性－バーンアウト予防の可能性を探る－	お茶の水女子大学心理臨床相談センター紀要	13	2011	11-18
4	寺田恭子・榎原志保・藤崎亜由子他	「親と子の主体性が育ち合う」保護者支援の課題－保護者と保育士による「子どもへの肯定的まなざし」の共有化に向けた取り組みから－	保育士養成研究	31	2013	31-40
5	丸目満弓・渡辺俊太郎	保護者支援の前提となる保育士と保護者間コミュニケーションに関する現状と課題－保護者アンケートを中心として－	大阪総合保育大学紀要	9	2014	173-194
6	高橋真由美	保育所における保護者支援研究の現代的課題	藤女子大学QoL研究所紀要	10(1)	2015	141-146
7	中谷奈津子・鶴宏史・関川芳孝	保育所における生活課題を抱える保護者への支援－保護者支援・保護者対応に関する文献調査から－	大阪府立大学紀要 人文・社会科学	63	2015	35-45
8	片山美香	若手保育者による保護者支援の困難さと対応に関する検討－経験に基づく保育者としての成長過程に着目して－	研究集録	159	2015	11-20
9	中山智哉	「気になる」子どもをもつ保護者支援における保育者の困難性と緩和要因の検討－保護者支援スキルとソーシャル・サポートの関連－	保育文化研究	2	2016	1-9
10	中山智哉・杉岡品子	保育士の保育相談支援に関する質的研究－相談支援における困難性と専門性の深化のプロセス－	九州女子大学紀要	53(1)	2016	19-38
11	木曾陽子	未診断の発達障害の傾向がある子どもの保育や保護者支援と保育士の心理的負担との関係－バーンアウト尺度を用いた質問紙調査より－	保育学研究	54(1)	2016	67-78
12	亀崎美沙子	保育相談支援における保育士の葛藤－「気になる子ども」の保護者との関係変容に伴う支援の質的転換に着目して－	十文字学園女子大学紀要	47	2017	37-48
13	亀崎美沙子	保育士の役割の二重性に伴う保育相談支援の葛藤－親・子の相反ニーズにおける子どもの最善の利益をめぐって－	保育学研究	55(1)	2017	68-79
14	金城悟	保育現場における「相談援助・保育相談支援」の現状と課題	東京家政大学研究紀要	57(1)	2017	43-49
15	丸目満弓・渡辺俊太郎	保護者支援の前提となる保育士と保護者間コミュニケーションに関する現状と課題（2）－保育士アンケートを中心として－	保育ソーシャルワーク学研究	4	2018	3-21
16	蘇珍伊	若手保育者が抱える保護者支援の困難さ	現代教育学部紀要	10	2018	89-93
17	亀崎美沙子	子育て支援における保育士の葛藤－保育経験を有する園長の語りの質的分析から－	十文字学園女子大学紀要	49	2019	27-36
18	北澤明子・志濃原亜美	保育所における保護者支援の現状と課題①－保護者へのアンケートより－	秋草学園短期大学紀要	35	2019	139-151
19	岸本美紀・武藤久枝	保育者が保護者支援で抱える困難感の内容と構造－先行研究の分析結果から－	岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究紀要	52	2019	39-46
20	越中康治・中村多見・目久田純一	保育者は保護者とのかかわりの際に何を心がけているのか－バーンアウト傾向と保護者支援の困難さの認知との関連－	宮城教育大学情報処理センター研究紀要	26	2019	65-72
21	野澤純子・藤後悦子・石田祥代	保護者の経験知に基づく特別ニーズ保育における家庭支援の課題－インクルーシブな学校教育への円滑な移行実現を目指して－	東京家政大学研究紀要	59(1)	2019	121-126

件をすべて満たす文献を抽出した。

- ①認可保育所または幼保連携型認定こども園に関する内容であること
- ②保育所保育士または保育教諭による子育て支援に関するものであること（小学校以降の子どもに関する内容が中心となる文献を除く）
- ③在園児の保護者に対する子育て支援に関する内容であること
- ④学会誌・研究紀要等に掲載された研究論文及びそれに準ずるものであること
- ⑤目的・方法・結果に一貫性が認められること
- ⑥目的が明記されており、目的と結果が一致していること

その結果、分析対象となったのは、表2および表3に示す21文献であった。

### (2) 「子育て支援の課題・困難」の抽出と類型化

抽出した文献について、著者、タイトル、発行年、収録誌、目的、方法、結果を記載した分析ワークシートを作成した。さらに、子育て支援の課題が時代とともにどのように変遷したのかを明らかにするために、「保育士の子育て支援の課題・困難」を抽出し、分析ワークシートに記入した。次に、課題を端的に表すコードを付し、分析ワークシートに記入した。1文献から複数のコードが抽出された場合には、それらを全てコードとして含めた。これらのコードを、内容の類似性にもとづき類型化した。

### (3) 「文献マップ」の作成

次に、子育て支援における保育士の課題や困難を、社会的背景との関連から把握するために、①保育所および幼保連携型認定こども園に関する動向、②保育所保育指針および幼保連携型認定こども園教育・保育要領に関する動向、③保育士養成教育に関わる動向をリストアップした。これらとともに、文献から抽出された「子育て支援の課題・困難」の類型結果を各年次に位置づけた「文献マップ」を作成し、類型化したカテゴリーを【】内に示した（図1）。

## 2. 結果

### (1) 先行研究から見る子育て支援の課題・困難

子育て支援の課題や困難に関する研究は、2008年に初めて登場し、保育士の【業務過多】が指摘されている。続く2009年には、【保護者への啓発】に関する検討がなされている。前述の通り、保育士資格が法定化され、児童福祉法に保育士の子育て支援業務が規定されたのは、2001年である。しかし、その具体的な役割が示されたのは、2008年の改定保育所保育指針以降であった。この時期を境に、在園児の保護者に対する子育て支援が注目されるようになり、保護者支援をテーマとした研究が急増している。その後、2011年には保育士の子育て支援における【心理的負担】が指摘され始め、2013年以降には保護者に対する【子どもの姿の伝達】や【コミュニケーション不足】が課題としてのぼっている。この時期には、保育士養成カリキュラムが改正され、保育士の子育て支援業務を学ぶための科目として、「保育相談支援」が新設されており、子育て支援の課題・困難に関する研究が2019年まで連続して見られる。さらに、2015年には【役割の二重性】【援助スキル】【組織マネジメント】が、子育て支援の課題として指摘されるようになる。

これらのうち、【役割の二重性】では、子育て支援において保護者の自己実現の保障と子どもの最善の利益の尊重が相反し得ることが指摘されている。ここでは、子どもの利益に反する保護者の要求に応えることや、子どものために保護者に過度な要求をすること等が例示されており、こうした事例において保育士が「葛藤やジレンマ」を感じている可能性を示唆している。この指摘は、子どもの利益保障の困難状況において保育士が強く悩むという点において、子育て支援の葛藤にも通ずるものである。

表3 検索結果および該当文献

検索ワード		ヒット数	該当数	発行年
保育/保母	子育て支援	葛藤	1	1 亀崎 (2019)
		課題	176	2 添木他 (2008),寺田 (2009)
		困難	5	0
		悩み	0	0
		バーンアウト	0	0
		ストレス	7	0
保育/保母	保護者支援	葛藤	0	0
		課題	17	6 寺田他 (2013),丸目他 (2014),高橋 (2015),中谷他 (2015),丸目他 (2018),北澤他 (2019)
		困難	6	5 片山 (2015),中山 (2016),蘇 (2018),岸本他 (2019),越中他 (2019)
		悩み	0	0
		バーンアウト	2	2 木曾 (2016),越中他 (2019)
		ストレス	0	0
保育/保母	保育指導	葛藤	0	0
		課題	16	0
		困難	1	0
		悩み	0	0
		バーンアウト	1	0
		ストレス	0	0
保育/保母	家庭&連携	葛藤	0	0
		課題	6	0
		困難	0	0
		悩み	0	0
		バーンアウト	0	0
		ストレス	0	0
保育/保母	保育相談支援	葛藤	2	2 亀崎 (2017a),亀崎 (2017b)
		課題	6	1 金城 (2017)
		困難	3	1 中山他 (2016)
		悩み	0	0
		バーンアウト	0	0
		ストレス	0	0
保育/保母	家庭支援	葛藤	0	0
		課題	8	1 野澤他 (2019)
		困難	0	0
		悩み	0	0
		バーンアウト	0	0
		ストレス	0	0
保育/保母	家族援助	葛藤	0	0
		課題	1	0
		困難	0	0
		悩み	0	0
		バーンアウト	0	0
		ストレス	0	0
保育/保母	家族支援	葛藤	0	0
		課題	6	0
		困難	0	0
		悩み	0	0
		バーンアウト	0	0
		ストレス	0	0
保育/保母	保護者対応	葛藤	0	0
		課題	3	1 中谷他 (2015)
		困難	1	1 山崎他 (2011)
		悩み	0	0
		バーンアウト	0	1 山崎他 (2011)
		ストレス	0	0

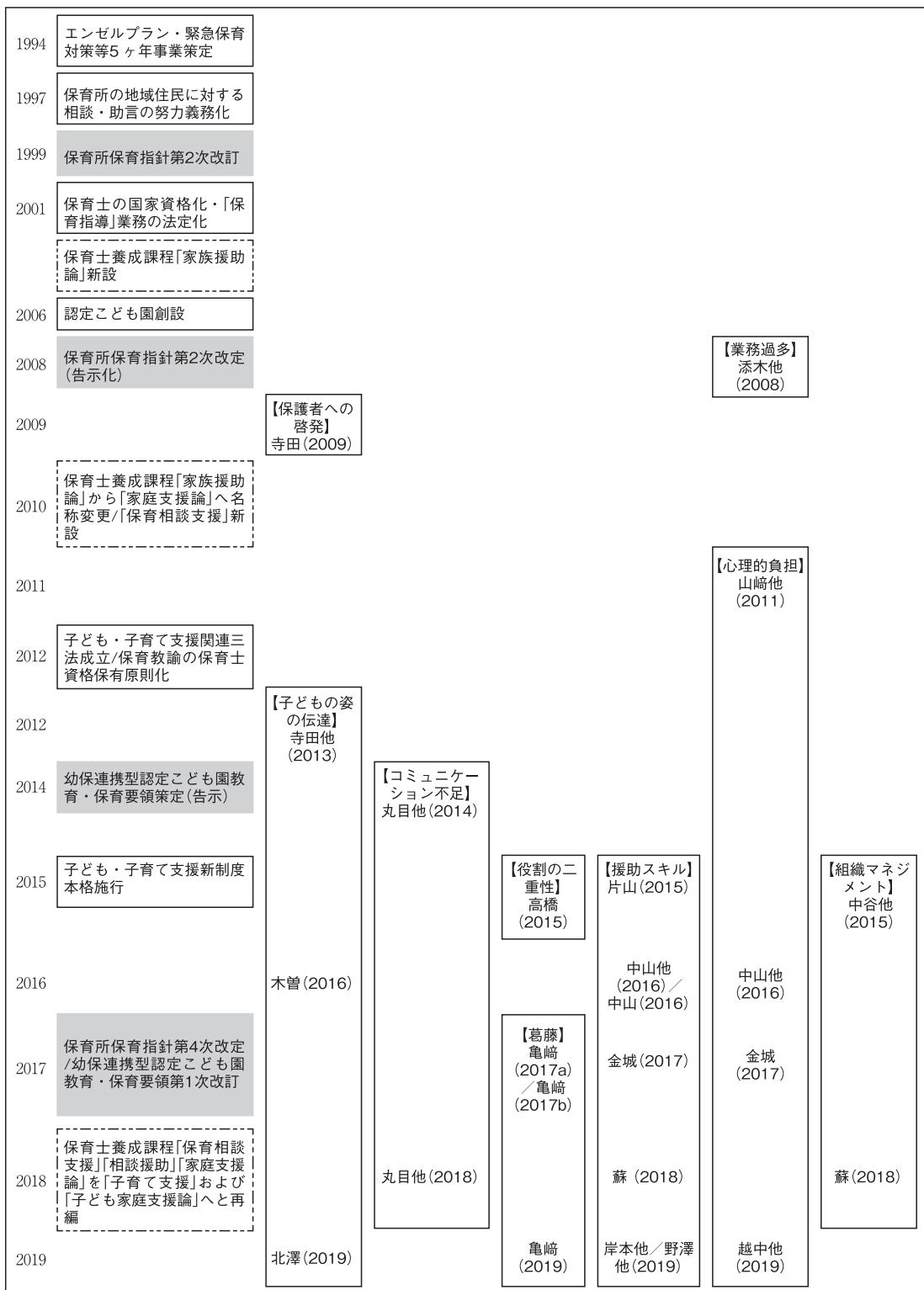


図1 子育て支援の課題に関する文献マップ

## (2) 子育て支援の葛藤に関する先行研究

子育て支援の葛藤に関する研究は、2017年以降に3件認められ、いずれも同一著者によるものであった。これらの一連の研究は、インタビュー調査による事例研究であり、質的データ分析を通して、子育て支援に生じる困難状況における保育士の意識の様相を描出し、子どもと保護者それぞれに対する思いの対立構造について詳細に検討を行っている。しかし、このうち子育て支援の葛藤に該当すると考えられたのは2件であった。

まず、亀崎（2017a）では、子育て支援の葛藤は、子どもと保護者のそれぞれに対する倫理責任の対立によって生じることを示唆している。また、子育て支援を通して子どもの最善の利益を保障するためには、倫理的意意思決定を支える解決の仕組みが必要であることを指摘している。次に、亀崎（2019）では、保育経験を有する保育所の園長の葛藤を取り上げ、その対応においては保護者の価値観を尊重しながらも、その意思決定のプロセスには長期的・包括的な視点による子どもの最善の利益に対する判断があることが明らかにされている。

これらの2つの研究に対して、亀崎（2017b）では、子育て支援に生じる葛藤をテーマとしているものの、本研究の定義する子育て支援の葛藤とは異なるものであると考えられた。この研究では、発達障害傾向をもつ子どもの保育において、保護者との共通理解が困難化し、連携を試みるもの、介入によって関係悪化に至っている様子が示されている。ここでは“子どものために”との思いは明確に読み取れるのに対して、“保護者のために”との思いは必ずしも明確にされていない。むしろここで保護者に対する意識は、“子どものために”との思いの実現を阻む保護者への「困り感」としてとらえられる。つまり、この研究では“子どものために”“保護者のために”という思いの対立構造は認められず、本研究の子育て支援の葛藤とは異なるものであると考えられた。

## IV. 考察

### 1. 保育所保育指針の告示化以前における子育て支援の課題・困難の未検討

子育て支援の課題・困難に関する先行研究が登場するのは、2008年の保育所保育指針の告示化以降であった。つまり、保育士の行う子育て支援業務は2001年の児童福祉法改正によって法定化がなされたが、2008年の保育所保育指針の告示化まで、その課題や困難に関する議論はなされていなかったことがうかがえる。

その背景として、保育士に求められた子育て支援の役割が、在園児の保護者に対する子育て支援ではなく、地域の在宅子育て家庭に対する子育て支援であったことが挙げられる。前述の通り、1990年代の子育て支援施策の展開においては、地域子育て支援が急速に拡充し、その大半を保育所が担っていた（橋本、2015）。そこでは、前述の通り、保育士には地域の在宅子育て家庭に対する子育ての相談・助言や一時保育の実施が期待され、当時の児童福祉法や保育所保育指針にもその役割が明記されている。これらは従来、子どもの保育を職務としてきた保育士にとって、それまで経験したことのない新たな業務であった。そのため、この時期には、新たな役割としての地域子育て支援に関する議論がさかんに行われ、地域子育て支援に関するニーズ調査や実態調査、実践の方法の検討などが行われていた。

この傾向は、保育士の子育て支援業務の法定化以降、保育所保育指針の告示化まで継続している。このことから、保育所保育指針において在園児の保護者に対する子育て支援が明示されるまで、その課題・困難については焦点化されることがなかったものと思われる。そのために、保育における家庭との連携や保護者対応を含めてキーワード検索を行ったが、該当文献が見当たらなかったものと推察される。

## 2. 保育所保育指針告示化以降における子育て支援の課題・困難の変遷

2008年の保育所保育指針の告示化以降には、まず、【業務過多】や【心理的負担】といった子育て支援に対する保育士の負担感が、子育て支援の課題・困難として指摘されている。この背景として、子育て支援業務が、少子化対策から始まる政策的展開において、保育士に新たに追加された職務であることがかかわっていると考えられる。さらにそこで保育士に求められた職務内容は、在園児の保護者に対する子育て支援よりも、地域子育て支援に関する業務が先行していた（亀崎, 2014）。保育士はあくまで、子どもの保育を主とする専門職である。そのために、多忙な保育士にとって、子育て支援が付加的な業務であると感じられる場合には、保育士はその必要感や使命感よりも負担感を認識しやすいと考えられる。その結果、保育士の子育て支援の課題・困難として、【業務過多】や【心理的負担】に関する検討が早くから行われてきたものと考えられる。

次に登場するのは、【保護者への啓発】【子どもの姿の伝達】【コミュニケーション不足】であり、主に子どもの保育における家庭との連携に関する課題・困難が指摘されていた。これらの研究は、1件を除きいずれも「保護者支援」をテーマとする研究であり、日常の保育と一体的に展開される保護者に対する支援の具体的方法を模索するものである。前述の通り、2008年版の保育所保育指針では「第6章保護者に対する支援」として、在園児の保護者に対する子育て支援が明示化され、通称、「保護者支援」と呼ばれてきた。したがって、これらの研究は、保育所保育指針に示される保護者支援の具体的方法を模索しようとするものであると考えられる。

これらの研究は、2011年以降にその数が増加している。その背景には、保育士養成カリキュラムの改正があると考えられる。この改正では「保育相談支援」が新設されたが、当時は保育相談支援の体系化に関する研究以外には、その教授内容の手がかりとなる研究がほとんど見当たらなかった（亀崎, 2015b）。このような保育士養成教育における検討の必要性から、子育て支援に関する議論が活発化したものと考えられる。その後、2015年以降には、保護者に対する直接的な支援の方法に関する検討がなされている。それらは、保育士個人に焦点化した【援助スキル】および組織に焦点化した【組織マネジメント】に関する議論であった。これらの研究では、子育て支援の課題の解決に向けて、前向きにその方法を模索しようとする動きがうかがえる。

以上の通り、保育所保育指針の告示化により子育て支援業務が明示されると、初期には、その負担感に関する議論がなされていた。その後、保育士養成教育の必要性を背景として、子育て支援の方法を模索するための議論が展開され、保育士個人の問題から組織的な問題へとその焦点が広がりつつあることがうかがえた。

## 3. 子育て支援の葛藤に関する先行研究の到達点とその課題

子育て支援の葛藤に該当する研究は、2016年および2019年に同一著者によって行われ、以下の点が明らかにされていた。第1に、子育て支援の葛藤は、子育て支援の困難状況においてすべての保育士が経験するものではないということである。亀崎（2017a）では、子育て支援の困難状況において、子育て支援の葛藤が生じていない保育士の事例が示されている。第2に、子育て支援の葛藤において、“子どものために”“保護者のために”という思いの間で生じる板挟みは、子どもと保護者、それぞれに対する倫理責任の対立によって生じるものであることがうかがえた。

以上の通り、子育て支援の葛藤は近年になってその存在が指摘されはじめたばかりであり、その検討も同一著者による2件の研究にとどまっている。また、これらはいずれも少数の事例研究による仮説生成の段階にあり、検証には至っていない。したがって、子育て支援の葛藤の解決に向けて、以下のよう

な検討が必要である。

1点目に、量的調査による子育て支援の葛藤に関する実態把握が必要である。先行研究では少数事例の質的データ分析により仮説生成が行われている。しかしこれらが、一般的にどの程度当てはまるのかを把握するために、量的調査による実態把握が必要である。2点目に、子どもおよび保護者に対する専門職倫理の明確化が必要である。子育て支援の葛藤は子どもと保護者それぞれに対する倫理責任の対立によって生じることが示唆されている（亀崎, 2017a）。このことを踏まえれば、葛藤の解決には、それがどのような専門職倫理の対立によって生じているのかを明らかにする必要がある。亀崎（2020）は保育所保育指針の分析から、「子どもに対する倫理責任」および「保護者に対する倫理責任」を各8項目抽出しているが、保育所保育指針に含まれていない倫理責任や具体的な行動規範の検討も必要である。3点目に、保育士がこれらを内面化した上で子育て支援を実践できるようにするための倫理教育が必要である。4点目として、専門職倫理をどのように活用し、子育て支援の葛藤を解決するのか、その道筋を示す解決モデルの作成が必要である。亀崎（2020）は、子育て支援の葛藤の判断において、上述した「子どもに対する倫理責任」および「保護者に対する倫理責任」が有用であることを示している。しかしながら、子育て支援の葛藤はほとんど認識されておらず、保育士自身がこれを自覚すること自体が難しいことが想定される。したがって、このような問題認識の方法も含めた解決モデルの提示が必要である。

## V.まとめと今後の課題

本研究では、子育て支援の葛藤に関する先行研究の到達点と課題を明らかにするために、子育て支援における保育士の課題や困難を含めて、先行研究の検討を行った。その結果、以下の点が明らかとなつた。

第1に、子育て支援の課題や困難に関する研究は、2008年の保育所保育指針告示化以降に登場していた。その内容は、子育て支援業務の負担を示すものから、実践上の課題の解決をめざすものへと変遷していた。こうした流れの中で、子育て支援の葛藤に関する研究は、後者の課題解決に向けた研究のひとつとして位置づけられた。第2に、子育て支援の葛藤に関する先行研究は、少数の事例研究による仮説生成の段階にあり、その検証には至っていないかった。第3に、子育て支援の葛藤に関する検討課題として、①量的調査による実態把握、②解決の手立てとしての専門職倫理の明確化、③倫理教育の検討、④解決モデルの提示が必要であると考えられた。

本研究では、子育て支援の課題や困難、バーンアウト等、子育て支援の葛藤に関連するキーワードを用いて先行研究を抽出した。しかしながら、これらの検索条件には該当しなかった研究も存在することが考えられる。また、本研究では保育士による実践報告を分析対象としなかったが、これらにおいても、子育て支援の葛藤に該当する事例が存在する可能性もある。これらの点が本研究の限界であり、残された課題である。

## 注

- 1) 保育指導は児童福祉法に規定される保育士の職務であることから、同法に規定される18歳未満の児童の保護者がその対象となる。本研究では、保育所に入所する乳幼児の保護者を対象とした支援に焦点化することから、指針ならびに教育・保育要領にあわせて「子育て支援」という用語を用いることとする。
- 2) 保育指導は、保育士の国家資格化以降、告示化された2008年版保育所保育指針の解説書において、「子どもの保育の専門性を有する保育士が、保育に関する専門的知識・技術を背景としながら、保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ、安定した親子関係や養育力の向上をめざして行う子どもの養育（保育）に関する相談、助言、行動見本の提示その他の援助業務の総体」とされており（厚生労働省、2008）、その後の改定においても、同様の定義が採用されている。
- 3) 保育所保育指針では「子育て支援」、教育・保育要領では「子育ての支援」という表現が用いられているが、これらに示される保育士の役割は共通している。

## 引用文献

- 橋本真紀（2015）『地域を基盤とした子育て支援の専門的機能』ミネルヴァ書房
- 亀崎美沙子（2014）「保育所における保護者支援の歴史的展開－保育所保育指針の分析を手がかりに－」『保育士養成研究』31, pp.11-20
- 亀崎美沙子（2015a）「保育相談支援の困難性に関する要因の検討－保育所保育士の感じる保護者とのかかわりの難しさを手がかりに－」『第1回サクセス保育・幼児教育研究懸賞論文』<https://www.like-kn.co.jp/wp/wp-content/uploads/2015/05/kamezaki.pdf#search>（2020/9/12情報取得）
- 亀崎美沙子（2015b）「保育相談支援に関する先行研究の検討－保育所における家庭支援の先行研究を手がかりに－」『保育士養成研究』32, pp.31-40
- 亀崎美沙子（2017a）「保育士の役割の二重性に伴う保育相談支援の葛藤－親・子の相反ニーズにおける子どもの最善の利益をめぐって－」『保育学研究』55(1), pp.68-79
- 亀崎美沙子（2017b）「保育相談支援における保育士の葛藤－「気になる子ども」の保護者との関係変容に伴う支援の質的転換に着目して－」『十文字学園女子大学紀要』47, pp.37-48
- 亀崎美沙子（2018）『保育の専門性を生かした子育て支援－「子どもの最善の利益」をめざして－』わかば社
- 亀崎美沙子（2019）「子育て支援における保育士の葛藤－保育経験を有する園長の語りの質的分析から－」『十文字学園女子大学紀要』49, pp.27-36
- 亀崎美沙子（2020）「保育所における子育て支援に関する保育士の専門職倫理－保育所保育指針における保護者および子どもに対する倫理責任に着目して－」『保育者養成教育研究』4, pp.23-33
- 片山美香（2015）「若手保育者による保護者支援の困難さと対応に関する検討－経験に基づく保育者としての成長過程に着目して－」『研究集録』159, pp.11-20
- 金城悟（2017）「保育現場における『相談援助・保育相談支援』の現状と課題」『東京家政大学研究紀要』57(1), pp.43-49
- 木曾陽子（2011）「『気になる子ども』の保護者との関係における保育士の困り感の変容プロセス－保育士の語りの質的分析より－」『保育学研究』49(2), pp.84-95
- 木曾陽子（2016）「未診断の発達障害の傾向がある子どもの保育や保護者支援と保育士の心理的負担との関係－バーンアウト尺度を用いた質問紙調査より－」『保育学研究』54(1), pp.67-78
- 岸本美紀・武藤久枝（2019）「保育者が保護者支援で抱える困難感の内容と構造－先行研究の分析結果から

- 」『岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究紀要』52, pp.39-46
- 北澤明子・志濃原亜美（2019）「保育所における保護者支援の現状と課題①－保護者へのアンケートより－」  
『秋草学園短期大学紀要』35, pp.139-151
- 越中康治・中村多見・目久田純一（2019）「保育者は保護者とのかかわりの際に何を心がけているのか－バーバー  
ンアウト傾向と保護者支援の困難さの認知との関連－」『宮城教育大学情報処理センター研究紀要』26,  
pp.65-72
- 厚生労働省（2008）『保育所保育指針解説書』フレーベル館, p.179
- 厚生労働省（2017）『保育所保育指針』平成29年3月31日
- 丸目満弓・渡辺俊太郎（2014）「保護者支援の前提となる保育士と保護者間コミュニケーションに関する現状  
と課題－保護者アンケートを中心として－」『大阪総合保育大学紀要』9, pp.173-194
- 丸目満弓・渡辺俊太郎（2018）「保護者支援の前提となる保育士と保護者間コミュニケーションに関する現状  
と課題（2）－保育士アンケートを中心として－」『保育ソーシャルワーク学研究』4, pp.3-21
- 文部科学省「平成18年度 文部科学白書 第2部第2章 初等中等教育の一層の充実のために トピックス  
1 認定こども園について」（2020/6/20情報取得, [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpab200601/002/002/001.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200601/002/002/001.htm)）
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省（2017）「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」平成29年3月31日
- 中谷奈津子・鶴宏史・関川芳孝（2015）「保育所における生活課題を抱える保護者への支援－保護者支援・保  
護者対応に関する文献調査から－」『大阪府立大学紀要 人文・社会科学』63, pp.35-45
- 中山智哉・杉岡品子（2016）「保育士の保育相談支援に関する質的研究－相談支援における困難性と専門性の  
深化のプロセス－」『九州女子大学紀要』53(1), pp.19-38
- 中山智哉（2016）「『気になる』子どもをもつ保護者支援における保育者の困難性と緩和要因の検討－保護者  
支援スキルとソーシャル・サポートの関連－」『保育文化研究』2, pp.1-9
- 野澤純子・藤後悦子・石田祥代（2019）「保護者の経験知に基づく特別ニーズ保育における家庭支援の課題－  
インクルーシブな学校教育への円滑な移行実現を目指して－」『東京家政大学研究紀要』59(1), pp.121-126
- 蘇珍伊（2018）「若手保育者が抱える保護者支援の困難さ」『現代教育学部紀要』10, pp.89-93
- 添木佑香・森田美佐（2008）「子育て支援における保育士側の現状と課題－保育士の家庭生活に注目して－」  
『高知大学教育学部研究報告』68, pp.189-197
- 高橋真由美（2015）「保育所における保護者支援研究の現代的課題」『藤女子大学QOL研究所紀要』10(1),  
pp.141-146
- 寺田恭子（2009）「保育所における「生活リズム」形成に関する研究－H保育園における生活リズムカード導  
入の成果と子育て支援の視点からの課題検討－」『プール学院大学研究紀要』49, pp.223-238
- 寺田恭子・榎原志保・藤崎亜由子他（2013）「『親と子の主体性が育ち合う』保護者支援の課題－保護者と保  
育士による『子どもへの肯定的まなざし』の共有化に向けた取り組みから－」『保育士養成研究』31,  
pp.31-40
- 鶴宏史（2009）『保育ソーシャルワーク論－社会福祉専門職としてのアイデンティティ－』あいり出版
- 山崎玲奈・青木紀久代・黒川祐貴子（2011）「困難な保護者対応と保育者の援助志向性－バーンアウト予防の  
可能性を探る－」『お茶の水女子大学心理臨床相談センター紀要』13, pp.11-18

### 謝辞

神戸大学の中谷奈津子先生には、ご多忙の中、貴重なご助言を賜りました。ここに記して、御礼申し上げます。

### 付記

本研究は、JSPS科研費JP18K13121の助成を受けて行ったものである。